

令和2年6月25日

保護者のみなさまへ

茂原北陵高等学校

校長 永野 卓

7月からの高等学校等就学支援金に係る手続きについて

標記支援金については、毎年7月分より所得判定基準が変更されることになっており、その判定は、原則、個人番号（マイナンバー）によって保護者の地方税情報を確認した後、更新される制度となっています。

つきましては、判定基準が変更されることに伴い、本年7月～翌年6月分（3年生は翌年3月まで）について、下記のとおりになりますのでよろしくお願いいたします。

記

1. 現在受給中の方で、前回の提出から保護者の内容に変更がない方
→**手続きは不要です**
2. 現在受給中の方で、前回の提出から保護者の内容に変更がある方
→**手続きが必要です**ので**事務室窓口**に書類をとりに来てください
 - * 婚姻・離婚・死別等で保護者が変更した
 - * 海外から帰国、引っ越し等で平成31年1月1日の課税地から令和2年1月1日の課税地が変更になった
3. 現在受給していない方で、今回申請する方
→**手続きが必要です**ので**事務室窓口**に書類を提出してください。
対象かどうか判断が難しい場合は申請することを推奨いたします。
4. 現在受給していない方で、今回も申請しない方
→**意向確認書のみ提出**してください。

以上

【提出先・提出期限】

提出先：茂原北陵高等学校 事務室

期 限：令和2年7月17日（金）必着

令和2年7月～令和3年6月（3年生は3月）までの授業料について

個人番号を提出していただいた方は、その番号を用いて千葉県が判定を行います。判定には時間を要することが予想されておりますので、決定するまでは2.3年生は6月分と同額を引落とします。**（1年生は36,200円から4月～6月分の決定通知の額を差し引いた金額）** 区分決定後、差額が発生する場合は7月分にさかのぼって請求・返金します。

変更時に必要な手続き

今回お手続きが必要ない方でも、就学支援金受給中に次の事実が発生した場合は、**その都度届出が必要**となりますので速やかに事務室にお申し出ください。

- ・婚姻、離婚、死別等により保護者が変更した
- ・収入の修正申告や税額の更正により課税標準額に変更があった

今回就学支援金を申請されない方でも、離婚、死別等により保護者等に変更が生じ、**年度途中で就学支援金を申請する場合は、速やかに事務室にお申し出ください。**

* 特待生対象者も申請が必要です。

* 事務手続き上オンライン申請は致しませんのでご了承ください。

* 就学支援金についてご不明な点は本校事務室までお問い合わせください。

【お問い合わせ・提出先】
茂原北陵高等学校 事務室
〒 299-4122
千葉県茂原市吉井上 128
TEL 0475-34-3211